

三田市(平成 30 年 4 月 1 日から)

対象建築物	建築物の構造	基礎工事に関する工程		建て方工事に関する工程 (法第 7 条の 3 第 1 項第 1 号の工程を含む建築物に係るものを除く。)	
		特定工程	特定工程後の工程	特定工程	特定工程後の工程
新築、増築又は改築に係る部分が、次に掲げる構造、用途又は規模のものとする。 (1) 一戸建ての住宅、兼用住宅、長屋又は共同住宅(以下「住宅」という。)で、床面積が 50 m ² を超え、かつ、地階を除く階数が 2 以上であるもの (2) 法別表第 1 (イ) 欄に掲げる用途に供する特殊建築物(共同住宅を除く。)で、その用途に供する部分の床面積の合計が 500 m ² を超え、かつ、3 以上の階数を有するもの(地階を除く階数が 2 以上であるものに限る。)	木造	基礎(基礎ぐいを除く。以下この表において同じ。)の配筋工事(階数が 2 以下の住宅を除く。)	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事	柱、はり及び筋かいの建て方工事(枠組壁工法、木質プレハブ工法又は丸太組工法にあっては耐力壁の設置工事)	壁の内装工事又は外装工事
	鉄骨造	基礎の配筋工事	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事	2 階の床版の取り付け工事	壁の内装工事又は外装工事
	鉄筋、鉄骨鉄筋コンクリート造	基礎の配筋工事	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事	2 階の床及びこれを支持するはりの配筋工事(当該工事を現場で行わないものは、2 階の床版の取り付け工事)	2 階の床及びこれを支持するはりの配筋を覆うコンクリートの打設工事(当該工事を現場で行わないものは、2 階の柱及び壁の取り付け工事)
	木造と木造以外の構造を併用する構造	基礎の配筋工事	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事	木造の柱、はり及び筋かいの建て方工事(枠組壁工法、木質プレハブ工法又は丸太組工法にあっては耐力壁の設置工事)	壁の内装工事又は外装工事

適用除外：・建築基準法第 85 条の適用を受ける建築物

- ・法第 68 条の 10 第 1 項の規定による型式適合認定を受けて建築する建築物
- ・法第 68 条の 20 第 1 項に規定する認証型式部材等を有するもの
- ・住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 11 年法律第 81 号)第 5 条第 1 項の規定による「建設された住宅に係る住宅性能評価書」の交付を受ける建築物

備考 複数の異なる構造を併用する建築物(木造を併用するものを除く。)で、2 以上の工事の工程を含むものにあつては、いずれか早期に終了する工事の工程を特定工程とする。

また、中間検査を行う建築物が 2 棟以上ある場合又は工事を複数の工区に分けて施工する場合にあつては、いずれか早期に特定工程に係る工事を終了する建築物又は工区に係る当該工程を特定工程とする。